

新型コロナウイルス感染症に対する 対応策について

令和2年4月8日

加古川公証役場

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、兵庫県においては「緊急事態宣言」が発せられました。国民に対する公的サービスである公証業務をできる限り継続するために、当面、加古川公証役場では次の措置を講じることとなりましたので、ご不便をおかけすることとなりますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 公証業務についての打合せや相談業務は、原則、対面ではなく、FAX・メール・電話等を利用して行うこととし、公正証書の作成等も、可能な限り、事前にメール等でやりとりをして、対面での手続は最小限と致します。
2. 公正証書作成等において、対面でやりとりをする必要があるときは、向かい合わず、距離を空け、できるだけ風通しをよくして行うように致します。
3. 緊急事態宣言期間中は、必要性・緊急性の高い事件のみを取り扱うこととし、それに応じて、事務処置体制を縮小するものの、できる限りの公証業務を継続致します（受付時間：10時～12時、13時～16時）。
4. 万一、公証人等の感染により、当公証役場の業務を一時中断して、外部の方の立入禁止措置を講じる事態となったときは、日本公証人連合会のホームページや当公証役場に掲示するなどして、最寄りの公証役場をご案内致します。